

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年11月15日

【会社名】 井村屋グループ株式会社

【英訳名】 IMURAYA GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 浅田 剛夫

【本店の所在の場所】 三重県津市高茶屋七丁目1番1号

【電話番号】 059(234)2131

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長部門統括 中島 伸子

【最寄りの連絡場所】 三重県津市高茶屋七丁目1番1号

【電話番号】 059(234)2147

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長部門統括 中島 伸子

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

一般募集	1,960,810,000円
オーバーアロットメントによる売出し	312,000,000円

(注) 1 募集金額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額であり、平成29年11月2日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年11月2日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所でありませ

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株

- (注) 1 平成29年11月15日(水)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成29年11月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数114,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数886,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は一般募集とは別に、平成29年11月15日(水)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成29年11月27日(月)から平成29年11月29日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額(会社法上の払込金額であり、以下同じ。)にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		-	-	-
一般募集	新株式発行	114,000株	223,532,000	111,767,000
	自己株式の処分	886,000株	1,737,278,000	-
計(総発行株式)		1,000,000株	1,960,810,000	111,767,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年11月2日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の終 値(当日に終値の ない場合は、その 日に先立つ直近日 の終値)に0.90~ 1.00を乗じた価格 (1円未満端数切 捨て)を仮条件と します。	未定 (注) 1、 2	未定 (注) 1	100株	自 平成29年11月30日(木) 至 平成29年12月1日(金) (注) 3	1株に つき発 行価格 と同一 の金額	平成29年12月6日(水)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年11月27日(月)から平成29年11月29日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.imuraya-group.com/ir/news/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年11月22日(水)から平成29年11月29日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年11月27日(月)から平成29年11月29日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年11月27日(月)の場合、申込期間は「自 平成29年11月28日(火) 至 平成29年11月29日(水)」

発行価格等決定日が平成29年11月28日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年11月29日(水) 至 平成29年11月30日(木)」

発行価格等決定日が平成29年11月29日(水)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成29年12月7日(木)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 松阪支店	三重県松阪市京町508-2

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	900,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	100,000株	
計	-	1,000,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,960,810,000	17,000,000	1,943,810,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年11月2日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,943,810,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限290,122,000円と合わせ、手取概算額合計上限2,233,932,000円について、2,070,000,000円を当社連結子会社である井村屋株式会社への投融資資金に、163,932,000円を当社連結子会社である井村屋フーズ株式会社への投融資資金に充当する予定であります。

井村屋株式会社への投融資資金については、平成30年6月末までに380,000,000円を当社本社工場隣接地のN T T印刷株式会社から当社が購入した井村屋株式会社が使用する工場建物の改装のための設備投資資金に、平成30年8月末までに690,000,000円を菓子食品製造設備の増設を目的とした設備投資資金に、平成31年9月末までに1,000,000,000円を冷菓製造設備の増設を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

井村屋フーズ株式会社への投融資資金については、平成31年3月末までに163,932,000円を工場建物の建設及び冷菓製造設備の更新を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額合計上限が2,560,000,000円を超過した場合には、2,070,000,000円を井村屋株式会社への投融資資金に、490,000,000円を井村屋フーズ株式会社への投融資資金にそれぞれ充当し、平成30年3月末までに残額を当社の短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

本手取金につきましては、具体的な充当時期までは、当社の銀行預金口座にて適切に管理いたします。

なお、本有価証券届出書提出日(平成29年11月15日)現在の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	312,000,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.imuraya-group.com/ir/news/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年11月2日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成29年 11月30日（木） 至 平成29年 12月1日（金） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の本店及び全国各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成29年12月7日（木）であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成29年11月15日（水））現在、株式会社東京証券取引所市場第二部及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成29年12月7日（木）に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部銘柄にそれぞれ指定される予定であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成29年11月15日（水）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成29年12月26日（火）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年12月19日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成29年12月25日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成29年12月26日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年11月27日(月)の場合、「平成29年11月30日(木)から平成29年12月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成29年11月28日(火)の場合、「平成29年12月1日(金)から平成29年12月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成29年11月29日(水)の場合、「平成29年12月2日(土)から平成29年12月19日(火)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。



- ・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年11月16日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年11月27日から平成29年11月29日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- 2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.imuraya-group.com/ir/news/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- ・表紙の次に、以下の「会社概要」から「企業理念・経営計画」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

会社概要

基本情報

会社名	井村屋グループ株式会社 (IMURAYA GROUP CO., LTD.)
設立年月	昭和22年4月
本店所在地	三重県津市高茶屋七丁目1番1号
資本金	22億5,390万円（平成29年9月30日現在）
代表者	代表取締役会長（CEO）浅田 剛夫／代表取締役社長（COO）大西 安樹
従業員数（連結）	917名（他・平均臨時従業員数319名）（平成29年3月31日現在）
上場取引所	東京証券取引所市場、名古屋証券取引所市場（証券コード 2209）

沿革

明治29年	三重県松阪市にて井村和蔵が菓子舗「井村屋」創業
昭和22年	株式会社井村屋設立
昭和23年	津市高茶屋にビスケット工場（津工場）竣工、農林省指定乾パン工場となる
昭和28年	井村屋製菓株式会社にて社名を変更 ようかん工場竣工
昭和35年	焼菓子（半生・カステラ）工場竣工
昭和36年	井村屋乳業株式会社設立 名古屋証券取引所市場第二部に株式上場
昭和37年	ゆであずき発売
昭和38年	アイスクリーム発売
昭和39年	肉まん・あんまん発売
昭和42年	氷みつ発売
昭和44年	日本フード株式会社（食品の製造販売）設立
昭和48年	あずきバー発売 イムラ株式会社設立 本社を松阪市から津市に移転、アンナミラズ1号店（青山）開店
昭和54年	調味料事業部（現在の井村屋フーズ株式会社）発足及び生産開始
平成元年	岐阜雪冷菓株式会社（現在の井村屋株式会社岐阜工場）へ資本参加
平成9年	東京証券取引所市場第二部に株式上場
平成12年	中国に合弁会社北京京日井村屋食品有限公司（調味料の製造）を設立
平成15年	JOUVAUD（ジュヴォー）1号店（玉川）開店
平成17年	井村屋乳業株式会社を吸収合併
平成18年	中国に井村屋（北京）食品有限公司（カステラ等の製造販売）を設立
平成21年	アメリカで連結子会社IMURAYA USA, INC.（冷菓の製造販売）へ資本参加
平成22年	持株会社制移行に伴い、社名変更（井村屋グループ株式会社）、井村屋株式会社及び井村屋シーズニング株式会社を新設分割
平成24年	やわもちアイス発売
平成25年	中国に井村屋（大連）食品有限公司（調味料の製造販売）を設立
平成26年	株式会社ボレアが井村屋株式会社を存続会社とする吸収合併により解散
平成28年	井村屋株式会社に冷凍倉庫「アイアイタワー」竣工 La maison JOUVAUD（ラ・メゾン・ジュヴォー）KITTE名古屋店開店
平成29年	井村屋シーズニング株式会社が日本フード株式会社を存続会社とする吸収合併により解散、井村屋フーズ株式会社へ社名変更 点心・デリ工場稼働開始


井村屋グループ株式会社

井村屋グループの持株会社で、事業会社の支援がその役割の中心です。グループ経営戦略の立案、資産の維持管理、新規の投資活動など、グループ全体の企業価値を最大限に高め、シナジー効果を発揮させます。

国内

海外

流通事業

井村屋株式会社

ようかん・カステラ・和菓子など多彩な商品群の菓子事業をはじめ、食品事業、デリーチルド事業、点心・デリ（加温）事業、冷蔵事業、冷凍和菓子事業やレストランビジネスを展開するスイーツ事業を通して、お客様の「おいしい！の笑顔をつくる」商品・サービスの創造に取り組んでいます。

井村屋フーズ株式会社

当社グループにおけるBtoB⁽¹⁾事業の中核であり、業務用調味料等を生産するシーズニング事業とレトルト商品やスパウチ商品等を中心とした食品加工事業を展開しています。OEM⁽²⁾の受託生産、商品企画から最終製品化まで一貫して手掛けるODM⁽³⁾、食品素材の開発を行っております。

調味料事業

IMURAYA USA, INC.

米国でアイスクリーム商品の製造販売と、あずきを中心とした冷凍和菓子、業務用あん等の製造販売、井村屋ブランド商品の輸入販売をしています。

井村屋（北京）食品有限公司（IBF）

中国主要都市でカステラ、肉まん・あんまん等の製造・販売やアメリカ向けにカステラを輸出しています。

北京京日井村屋食品有限公司（JIF） & 井村屋（大連）食品有限公司（IDF）

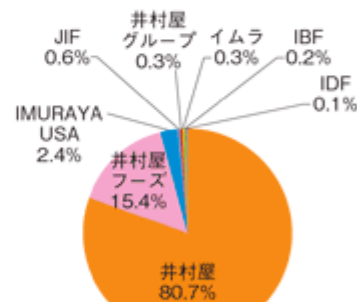
中国の自然な営みの中で育んだ野菜、畜肉、魚介等を主原料とした粉体・液体調味料を、各種加工食品メーカーや外食チェーンに提供しています。

その他事業

イムラ株式会社

リース代理業、当社グループが運営する賃貸不動産の管理事業、近鉄津駅構内の「Imuraya Sweets Shop irodori」、アウトレットショップ「MOTTAINAI屋」の運営などグループ内の間接業務の支援・サービスを行っています。

■持株会社及び事業会社別売上高構成比



※平成29年3月期連結

- (注) 1. BtoB = Business to Businessの略語。企業間取引のこと。
 2. OEM = Original Equipment Manufacturingの略語。委託者のブランドで製品を生産すること。
 3. ODM = Original Design Manufacturingの略語。委託者の要望に対し、自社のノウハウをいかして、商品をデザイン・設計すること。

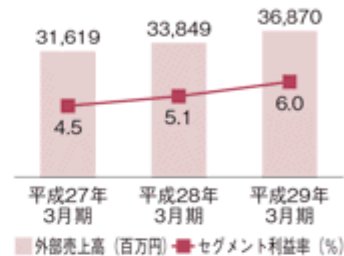
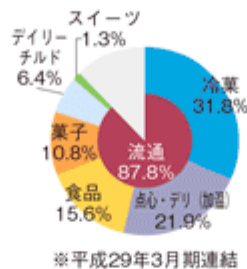
事業の内容

当社グループは、当社及び7つの事業会社により構成されており、流通事業、調味料事業、その他事業を主な事業としております。

流通事業

「井村屋株」及び「井村屋フーズ株」にて冷菓、点心・デリ（加温）、菓子・食品等を製造・販売するほか、米国では「IMURAYA USA, INC.」、中国では「井村屋（北京）食品有限公司（IBF）」を通じ、自社ブランド商品の海外展開を行っております。また、レストラン「Anna Miller's（アンナミラーズ）」「JOUVAUD（ジュヴォー）」ブランドで洋菓子を主体とした外食事業も展開しております。

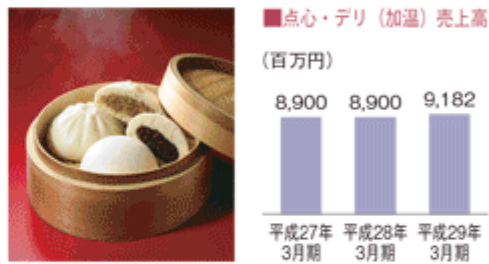
■セグメント別売上高構成比 ■セグメント売上高・利益率



冷菓…「あずきバー」、 「やわもちアイス」等



点心・デリ（加温）…肉まん・あんまん等



食品…氷みつ、ぜんざい、煮小豆等



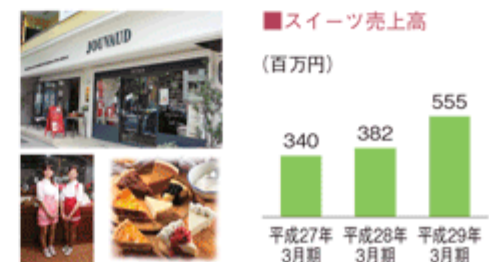
菓子…ようかん、どら焼き、カステラ等



デリーチルド…豆腐、チルドまん等



スイーツ…洋菓子・レストラン



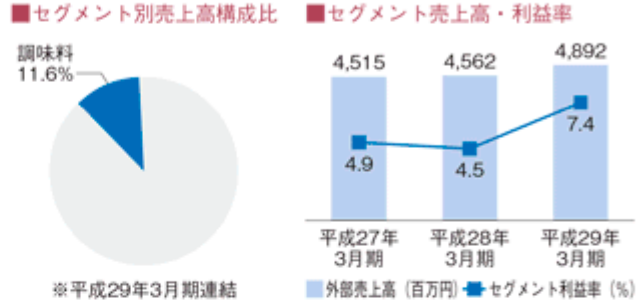
※百万円未満は切り捨て、%は小数点以下第二位を四捨五入しております。
※セグメント利益率は、営業利益ベースの数値であります。

ii 調味料事業

平成29年4月に「日本フード㈱」と「井村屋シーズニング㈱」が合併して誕生した「井村屋フーズ㈱」では、食品の味づくりの原料となる調味料のOEM及びODM事業を主な業務としております。また、「井村屋（大連）食品有限公司（IDF）」、「北京京日井村屋食品有限公司（JIF）」を通じて中国国内向けの受託販売並びにアジア各国の販路開拓を進めております。



シーズニング商品イメージ

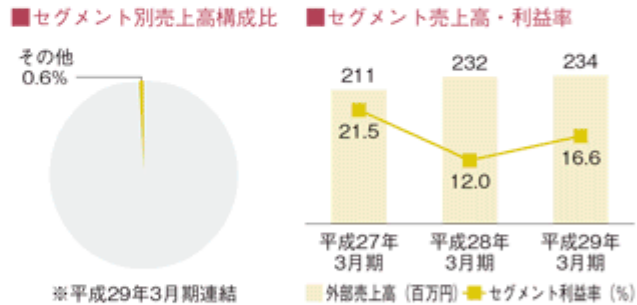


ii その他の事業

「イムラ㈱」がリース代理業を営み、賃貸住宅ヴィル・グランディールの管理業務等を行っております。また、当社が自社所有の土地を活用した不動産の賃貸を営んでおります。



賃貸住宅ヴィル・グランディール



※百万円未満は切り捨て、%は小数点以下第二位を四捨五入しております。
※セグメント利益率は、営業利益ベースの数値であります。

業績等の推移（連結）

売上高

(百万円)



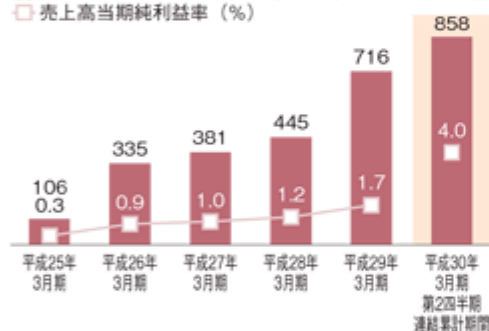
経常利益

■ 経常利益 (百万円)
□ 売上高経常利益率 (%)



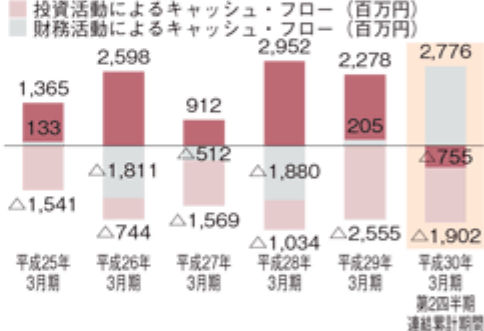
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益

■ 親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益 (百万円)
□ 売上高当期純利益率 (%)



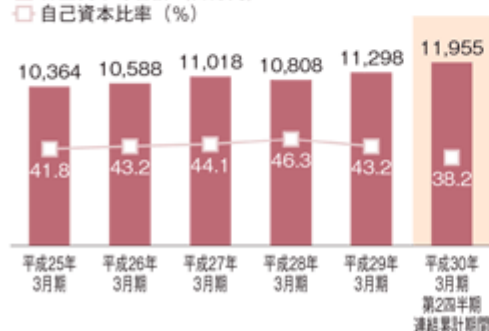
キャッシュ・フロー

■ 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)
■ 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)
■ 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)



自己資本比率

■ 株主資本等合計 (百万円)
□ 自己資本比率 (%)



ROE（自己資本利益率）

(%)



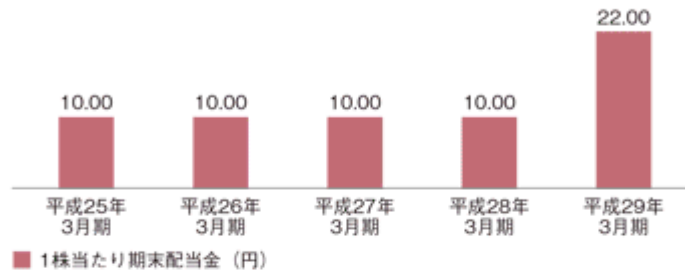
※百万円未満は切り捨て、%は小数点以下第二位を四捨五入しております。

※「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日) 第39項に掲げられた定め等を適用し、平成28年3月期より、「当期（四半期）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益」としております。

株主還元

配当政策

当社は、経営環境及び収益見通しを踏まえ、長期的な視野のもとに企業体質の強化と今後の事業展開に備えるため、設備投資資金及び内部留保の確保を図るとともに配当に関しましては安定的配当を基本に考えております。



※当社は平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っており、平成29年3月期の1株当たり期末配当金は、株式併合考慮後の数値を記載しております。また同配当金には、1株当たり2円の記念配当が含まれております。

株主優待

当社では、毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載された100株以上所有の株主の皆様に対して、当社製品を次の基準により贈呈しております。

保有株式数	優待内容
100株以上500株未満	500円相当の当社新製品
500株以上1,500株未満	1,500円相当の当社製品
1,500株以上	3,000円相当の当社製品



優待品例

企業理念・経営計画

企業理念

Mission ミッション（社会的使命）

「おいしい！の笑顔をつくる」

安全で安心できる楽しい商品・サービスを提供し、お客様の食生活においしい！の笑顔の輪を広げ続けることが、私たちの社会的使命です。

Vision ビジョン（ミッションを果たす道程）

Be always for Customers！

社員一人ひとりが、いつでもお客様の立場に立って、いつもお客様のことを意識し、行動しましょう。

Passion パッション（情熱、心意気、行動）

「イノベーション（革新）」

イノベーションの発揮には常に強いパッションが求められます。全体最適を考え、全員でイノベーションに向けて活動することが「特色経営」につながり、新しい付加価値になります。

中期経営計画「One imuraya 2017」（平成28年3月期～平成30年3月期）

基本方針

継続的なイノベーションで、特色経営をさらに磨き、着実な成長によって、社会に貢献するグループ企業となる

① グループの価値向上と成長性を確保します

- ・強みの発揮による新事業の育成と既存事業の深耕を図ります。
- ・海外事業展開をさらに加速化させ、グループ経営への収益面での貢献を目指すとともに、日本からASEAN諸国などへの輸出を強化します。
- ・業務用、ネット販売など新しいチャンネルを拡充いたします。

② ビジネスプロセスの改革を実施します

- ・品質保証体制の一層の強化を図ります。
- ・計画的な設備投資によるコストダウンを実施します。
- ・SCM⁽¹⁾をさらに進化させ“つながり”強化し、顧客満足の向上とコストダウンを図ります。
- ・業務の集約、効率を高め生産性を向上させます。

③ 経営基盤をより一層強化し、持続可能な強い企業体質を構築します

- ・事業会社の成長に向けたホールディング機能を高め、グループ全体での企業価値向上を図ります。
- ・コーポレートガバナンスを強化し、経営の健全性と透明性を確保します。
- ・適切な資本政策による財務の安定化を図ります。
- ・多様な人事戦略により企業活性化、人材の人財化を推進します。
- ・リスクマネジメントを強化し、変化対応力を向上させます。
- ・経営品質向上活動を継続し、PDCA⁽²⁾をスパイラルアップさせて、経営の質を向上させます。

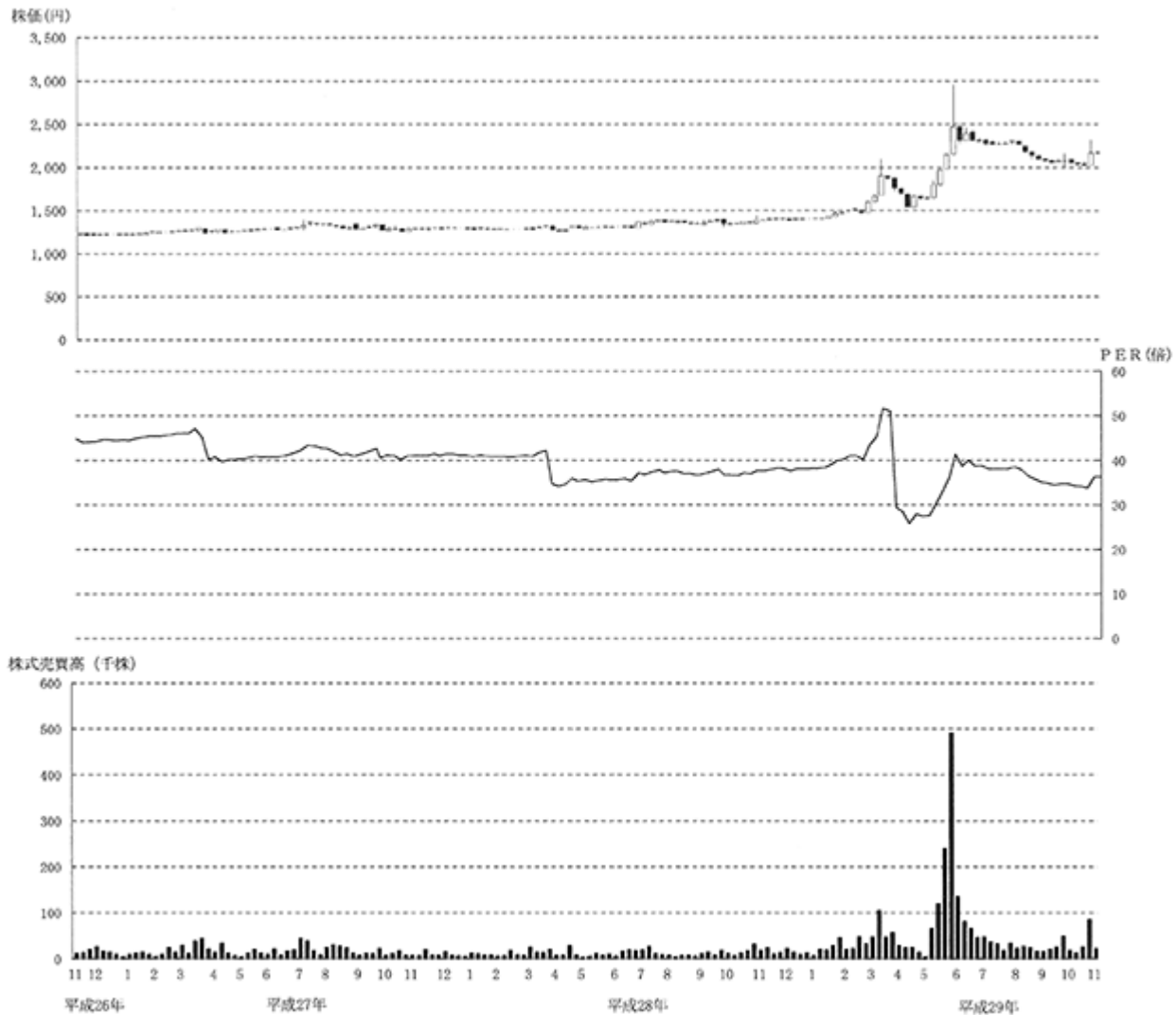
(注) 1. SCM=Supply Chain Managementの略語。資材・原材料調達から製品販売までのプロセスを一連の鎖として捉え、社内の枠を超えて全体最適化を図ろうとする経営管理手法のこと。
2. PDCA=Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Act（改善）の略語。業務改善手法のこと。

- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成26年11月10日から平成29年11月2日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式につき2株を1株とする株式併合を行っておりますので、株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4に記載のとおり、当該株式併合を考慮したものとしております。
- 2 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 なお、当該株式併合の権利落ち前の株価については、当該株価に2を乗じて得た数値を株価としております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E R の算出は、以下の算式によります。
- $$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$
- ・ 週末の終値については、当該株式併合の権利落ち前は当該終値に2を乗じて得た数値を週末の終値としております。

- ・ 1株当たり当期純利益は、以下の値を使用しております。

平成26年11月10日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益に2を乗じて得た数値を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益に2を乗じて得た数値を使用。

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益に2を乗じて得た数値を使用。

平成29年4月1日から平成29年11月2日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

- 4 株式売買高について、当該株式併合の権利落ち前は当該株式売買高を2で除して得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年5月15日から平成29年11月2日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第80期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成29年11月15日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成29年9月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定		完成後の 増加能力
				総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
井村屋グループ㈱ （提出会社）	本社事務所 （三重県津市）	全社共通	基幹システム 他	492,500	85,010	自己資金 借入金	29年4月	30年3月	生産性向上 作業環境の 改善
井村屋㈱ （連結子会社）	工場他 （三重県津市）	流通事業	菓子食品製造 設備 冷菓製造設備 加温製造設備 他	4,738,050	2,327,397	自己資金 借入金 増資資金 及び自己 株式処分 資金	29年4月	31年9月	生産性向上 作業環境の 改善
井村屋フーズ㈱ （連結子会社）	工場他 （愛知県豊橋市）	流通事業 調味料事業	食品製造設備 及び調味料製 造設備他	991,820	117,223	自己資金 借入金 増資資金 及び自己 株式処分 資金	29年4月	31年3月	生産性向上 作業環境の 改善
IMURAYA USA, INC. （連結子会社）	工場他 （米国 カリフォルニア州 アーバイン市）	流通事業	冷菓製造設備	250,000	239,659	自己資金 借入金	29年4月	30年3月	生産性向上 作業環境の 改善

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の連結子会社であった井村屋シーズニング株式会社は、平成29年4月1日付で同じく当社の連結子会社である日本フード株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。また、平成29年4月1日付で日本フード株式会社は、井村屋フーズ株式会社に商号変更しました。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第80期事業年度）及び四半期報告書（第81期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月15日）までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年11月15日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

1. 食の安全性に係るもの

当社グループは「おいしい!の笑顔をつくる」の社会的使命のもと、食を提供するものとし、お客様に高品質で安全な商品・サービスを提供し、より多くのお客様のご満足をいただけることを第一義として使用原料の検査体制の充実や生産履歴の明確化（トレーサビリティ）等に努めてまいりました。平成26年度には井村屋シーズニング株式会社、平成27年度には井村屋株式会社全工場で「食品安全管理システム 認証22000」（FSSC22000）を取得し、より一層の食の安全性の追求と品質保証体制の確立を図ってまいります。また、新商品の開発におきましても、「安全・安心・安定」を基本指針としておりさらなる改善を目指しております。

製品等の安全性と商品開発、生産、流通販売の各段階を通じた品質管理体制については最大限の努力を払っております。しかし、偶発的な事由によるものを含めて製品事故が発生した場合や当社グループの取り組みの範囲を超える事態が発生した場合には、業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 経営成績等と気象状況及び原材料価格との関連に係るもの

当社グループの流通事業における製品は季節商品の占める割合が高く、販売期間における異常気象あるいは異常気温の影響を受けることがあります。

また、製品に使用する原材料においても、主要原料であります小豆・砂糖をはじめとする農作物由来の原料等に関しましては特に市況の影響を受けます。

3. 自然災害に係るもの

当社グループは、地震や台風等の自然災害に対して社内体制を整備し、緊急時の対応に備えておりますが、当社グループの危機管理対策の想定範囲を超えた天変地異の場合には、業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. キャッシュ・フローの状況の変動に係るもの

当社グループのキャッシュ・フローは、当連結会計年度において、借入金を計画通り返済しております。しかし、今後とも資金の効率的配分を行い来期以降のキャッシュ・フロー計画を立案しておりますものの、かつてのオイルショック時の原材料仕入に關しての支払サイトの短縮等を余儀なくされたような、現在の収支状況が崩れる場合が生じた際は、営業活動によるキャッシュ・フローの状況等にも影響を及ぼす可能性があります。

5. 特定の販売先への高い依存度に係るもの

加温製品の「肉まん・あんまん」の主要販売先はコンビニエンスストアであり当社も大手数社に対して販売しておりますが、販売先の事業方針、営業施策等に変更があった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 特定の製品への高い依存度に係るもの

菓子・食品の製品については、元來その成分および製造方法について、業界自体が特許権のハードルが低く、比較的容易に新規参入や類似商品の販売が予想され加えて競合先との価格競争激化の可能性があります。

また、当社の販売商品には「水ようかん」「ゆであずき」「肉まん・あんまん」「あずきバー」等ロングセラー商品が多くあり販売ウエイトも高いものですが、商品サイクルが短期化している業界にあって、市場のニーズに適合する新商品の開発も必要となっております。

7. 事業の今後の展開に係るもの

中国、アメリカで展開しております海外での事業につきましては、現地の消費動向等により、計画通りの販売ができない場合は、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

8. 業界関連等の法的規制等に係るもの

当社は食品等の製造や販売等事業の展開において、現時点の規制に従いまた規制上のリスクを伴って業務を遂行しております。

将来における輸入制限、独占禁止、特許、消費者、使用原料、租税、環境・リサイクル関連等の法規制や規則、政策、業務慣行、解釈、財政及びその他の政策の変更ならびにそれによって発生する事態は当社の業務遂行や業績等へ影響を及ぼす可能性があります。しかしそれらの内容・程度等の予測は困難であり、また当社が制御できるものではありません。

9. 保有資産の評価に係るもの

当社グループが保有する土地や投資有価証券等の資産価値が時価等に基づき下落する場合には、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

10. 退職給付費用及び債務に係るもの

当社グループの従業員に係る退職給付費用及び債務は、割引率や年金資産の期待運用収益率等の数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されておりますが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。従って割引率の低下や運用利回りの悪化は、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

11. 情報システムに係るもの

当社グループでは、生産、販売、管理等の情報をコンピューターにより管理しています。また、ルートセールスや通信販売等の営業取引や消費者キャンペーンを含む販売促進活動等を通じて、お客様情報を保有しております。これらの情報システムの運用については、コンピューターウイルス感染によるシステム障害や、ハッキングによる被害及び外部への社内情報の漏洩が生じないよう万全の対策を講じています。しかしながら、今後これらの情報が外部に流出するような事態が起きた場合、当社グループの信用低下を招き、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第80期事業年度）の提出日（平成29年6月23日）以後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月15日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

平成29年6月26日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成29年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金22円（普通配当20円、記念配当2円） 総額262,591,736円

ロ 効力発生日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、浅田剛夫、大西安樹、中島伸子、前山 健、菅沼重元、中道裕久、伊藤宏規、名倉眞知子、西岡慶子の9氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、脇田元夫氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	89,813	98	0	(注)1	可決 98.16
第2号議案 取締役9名選任の件					
浅田 剛夫	89,776	141	0	(注)2	可決 98.12
大西 安樹	89,803	114	0		可決 98.15
中島 伸子	89,798	119	0		可決 98.14
前山 健	89,793	124	0		可決 98.13
菅沼 重元	89,803	114	0		可決 98.15
中道 裕久	89,803	114	0		可決 98.15
伊藤 宏規	89,797	120	0		可決 98.14
名倉 眞知子	89,790	127	0		可決 98.13
西岡 慶子	89,775	142	0		可決 98.12
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
脇田 元夫	89,694	223	0		可決 98.03

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

平成29年11月7日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成29年11月7日開催の取締役会において、中国北京市に新会社を設立することを決議いたしました。当該子会社は特定子会社になりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、所在地、代表者、資本金及び事業の内容

名称 : 井村屋（北京）企業管理有限公司
所在地 : 中国北京市
代表者 : 董事長 富永 治郎（非常勤）
資本金 : 2,100千米ドル（約2億37百万円、1ドル=113円）
事業の内容 : 中国事業会社全体の資金管理、財務、総務管理、事業戦略策定に関する支援業務等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前：
異動後：2,100千米ドル（約2億37百万円、1ドル=113円）
総株主等の議決権に対する割合
異動前：
異動後：100%

（注）「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社グループは、中国事業の一元化（One China）に向け、管理業務の集約化と資金の有効活用を図るとともに、グループ会社間の情報共有、人材交流を推進し、中国事業全体の成長に向けた事業戦略を構築、展開することを目的として設立します。当該子会社は、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することによるものであります。

異動の年月日 : 平成29年11月中（予定）

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第80期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月23日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第81期第2四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月8日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月23日

井村屋グループ株式会社

取締役会 御 中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 安井 広伸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中出 進也
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている井村屋グループ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、井村屋グループ株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、井村屋グループ株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 本ファイルは監査報告書に記載された事項を入力したものであり、監査報告書の原本は連結財務諸表に添付されて当社に保管されています。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月23日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 安井 広伸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中出 進也
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている井村屋グループ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 本ファイルは監査報告書に記載された事項を入力したものであり、監査報告書の原本は財務諸表に添付されて当社に保管されています。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月8日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安井 広伸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中出 進也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている井村屋グループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載の通り、会社は平成29年11月7日開催の取締役会において、中国北京市に新会社を設立することを決議した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。